

# 利用規約

## (神田錦町三丁目キンキン広場)

### 第1条 (利用の目的)

神田錦町三丁目キンキン広場（以下「当広場」といいます。）は、地域の皆様ほか様々な方が休憩や飲食等、日常的な行為に利用できるよう、公園や広場に準じた空間として独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」といいます。）が常時開放（以下「日常利用開放」といいます。）しているものです。

- 2 神田警察通り沿道賑わいガイドラインを踏まえ、地域の賑わい創出につながる町会活動等の活性化や地域コミュニティの交流の促進、積極的な情報発信による地域の価値向上に寄与することを目的とした利用に限り、次条以降に規定する所定の手続きを前提に、日常利用開放とは異なる利用ができるものとします。

### 第2条 (届出による広場の利用)

前条第2項に規定する利用の目的で、町会主催のイベント、地域の子どもたち向けのイベント、祭り等を含む地域の交流イベント（以下「地域コミュニティイベント等」といいます。）で日常利用開放とは異なる利用をしたい場合は、予めUR都市機構に届出を行うものとします。

### 第3条 (届出による掲示板等の利用)

地域コミュニティイベント等に関連する貼り紙等の掲示やのぼり旗等の設置（広場内の掲示坂等、広場利用の支障とならない場合に限る）を行いたい場合は、予めUR都市機構に届出を行うものとします。

### 第4条 (許可申請による広場の利用)

第1条第2項に規定する利用の目的で、地域コミュニティイベント等に該当しない内容で日常利用開放とは異なる利用をしたい場合は、予めUR都市機構の許可を受けるものとします。

### 第5条 (利用の届出や許可申請の手続き)

第2条及び第3条に規定する届出を行いたい者（以下「届出者」といいます。）は、希望する利用の内容等を「神田錦町三丁目キンキン広場利用届出書」（別紙）に記載した上で、利用開始日から起算して3営業日前までにUR都市機構に提出する必要があります。

- 2 第4条に規定する許可を受けたい者（以下「許可申請者」といいます。）は、希望する利用の内容等を「神田錦町三丁目キンキン広場利用許可申請書」（別紙）に記載

した上で、利用開始日から起算して10営業日前までにUR都市機構に提出する必要があります。

- 3 UR都市機構は、届出書または許可申請書の受領をもって、当広場の利用が申し込まれたものとし、利用の希望が重複した場合には先着したものを優先することとします。

#### **第6条 （許可申請に対する利用許可）**

UR都市機構は、前条に規定する許可申請書を受領した場合は、受領日から起算して8営業日後までに、許可申請者による当広場の利用を許可するか否かについて判断し、許可申請者に対して通知するものとします。

#### **第7条 （届出受領・利用許可の基準）**

UR都市機構は、次の各号に掲げる行為を目的とした当広場の利用については、これに係る届出は受領せず、許可申請に対する利用許可も行いません。

- 一 企業の宣伝行為、営利目的の行為
- 二 凶器や危険物等の持込み等、地域住民に不安を与えるおそれがある行為
- 三 デモ活動等、地域住民に迷惑をかけるおそれがある行為
- 四 公共の平和及び安全、社会の平穏その他地域の静穏を害する行為
- 五 第1条に掲げる利用の目的に反するとUR都市機構が認める行為
- 六 その他前四号までの行為に類する行為

#### **第8条 （届出者・許可申請者の表明及び保証）**

届出者または許可申請者は、UR都市機構に対して、次の各号に掲げる事項について表明及び保証できる者に限るものとします。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- 二 当広場の利用が、反社会的勢力の活動を助長し、又はその運営に資するものではないこと
- 三 自ら又は第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又は偽計若しくは威力を用いて業務を妨害し、信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為をしないこと
- 四 前三号の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出すること
- 五 第一号から第三号までに反する事実が判明した場合には、速やかに当広場の利用を辞退すること、又はUR都市機構は何らの告知を要せず、当広場の利用を中止させることができること若しくは当広場の利用を取消すことができること
- 六 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147

号。その後の改正を含みます。)に基づき処分を受けた団体に属している者若しくはこれらの者と取引のある者又はその他これらに類する団体に属している者若しくはこれらの者と取引のある者ではないこと

七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。その後の改正を含みます。)第2条第1項に定義される風俗営業及び同法第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者ではないこと

八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。その後の改正を含みます。)に定める犯罪収益等隠匿若しくは犯罪収益等收受を行い、若しくは行っている疑いのある者又はこれらの者と継続的に取引のある者ではないこと

### **第9条 (利用の届出または許可申請の前提)**

届出者または許可申請者は、予め次の各号に掲げる全ての事項を了承した上で、UR都市機構に対して当広場の利用を申し込むものとします。

一 当広場の利用に係る届出書提出後や、UR都市機構から許可申請を得た後において、届出または許可申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに届出書または許可申請書を訂正し、UR都市機構から当該変更に係る許可を得なければならないこと

二 届出または許可申請の内容に虚偽があることが発覚し、UR都市機構から当広場の利用の中止を求められた場合は、その求めに速やかに応じなければならないこと

三 届出者または許可申請者の故意によるものであるか過失によるものであるかにかかわらず、届出または許可申請の内容に重要な事項の記載が漏れていた場合で、UR都市機構から当広場の利用の中止を求められた場合は、その求めに速やかに応じなければならないこと

### **第10条 (イベント等利用の前提)**

届出者または許可申請者は、広場の利用に当たり、予め次の各号に掲げる全ての事項を了承した上で、当広場を利用するものとします。

一 利用できる時間は、準備及び片づけを含めて原則7時から19時までであること

二 発電機等を利用する場合、当広場で燃料を充填してはならないこと

三 届出者または許可申請者は、届出者または許可申請者による当広場の利用に起因して、当広場が混雑すると想定される場合、予め来場者の安全を確保するための要員を配置しなければならないこと

四 路上等への来場者のはみ出しが生じないようにしなければならないこと

五 利用時に利用者又は他の第三者から生じた事故や苦情に対し、届出者または許可申請者自身が責任を持って誠実に対応しなければならないこと

六 当広場の利用期間が終了する日までに、当広場を原状回復し、UR都市機構に報告しなければならないこと

- 七 本利用規約を遵守するとともに、第三者をして本利用規約を遵守させ、かつU R都市機構と連絡がとれる人員を配置しなければならないこと
- 八 届出または許可申請を行った利用期間における利用を取りやめた場合は、速やかにU R都市機構に連絡しなければならないこと
- 九 天候その他安全確保上の理由等により、U R都市機構から利用時間の変更や利用の中止を求められた場合は、その求めに応じなければならないこと
- 十 第2条の届出を行った場合又は第4条の許可を受けた場合に限り、広場に設置されている水道を使用することができるが、その場合は届出書又は許可申請書に目的等を記載し、その目的に沿った利用を行うこと

#### **第11条 (掲示板利用の前提)**

届出者または許可申請者は、掲示板利用に当たり、予め次の各号に全ての掲げる事項を了承した上で、当広場を利用するものとします。

- 一 貼り紙等の掲示物は、U R都市機構が指定した掲示箇所に掲示し、掲示板利用の期間が終了する日までに撤去すること
- 二 掲示物については、届出者または許可申請者が責任をもって適切に管理しなければならないこと

#### **第12条 (その他の事項)**

届出者または許可申請者は、当広場の利用に当たり、第9条、第10条及び第11条に定めた事項のほか、次の各号に掲げる全ての事項も了承した上で、当広場を利用するものとします。

- 一 当広場の利用について、本利用規約に違反若しくは利用に相応しくないとU R都市機構により判断され、利用の中止を求められた場合は、速やかにその求めに応じなければならないこと  
当広場の利用について、U R都市機構の事業上の都合により、利用の中止を求められた場合は、速やかにその求めに応じなければならないこと
- 三 第一号又は第二号により利用が中止となった場合において、届出者または許可申請者はU R都市機構に対して一切の賠償等を請求できないこと
- 四 ごみが発生する場合、届出者または許可申請者はごみ箱を設置する等の対策により当広場及び周辺の美化に努めなければならないこと
- 五 收拾したごみの処分については、届出者または許可申請者の責任と負担により行うこと
- 六 盗難又は事故等による損害発生に対しては、届出者または許可申請者自らの責任と負担で対処しなければならないこと
- 七 届出者または許可申請者の故意又は過失によって、U R都市機構又は他の第三者に損害等を与えた場合、届出者または許可申請者はその一切を賠償しなければならないこと
- 八 天災等不可抗力によって届出者、許可申請者又は他の第三者に損害が生じた場

合、UR都市機構は一切の責任も負担も負わないこと  
九 本利用規約の趣旨、公序良俗、著作権法その他の法令等に違反する行為又は違反のおそれがある行為又は違反のおそれがある行為を行ってはならないこと

以上

## 神田錦町三丁目キンキン広場利用届出書

下記の内容にて、神田錦町三丁目キンキン広場の利用を届け出ます。利用に当たっては「神田錦町三丁目キンキン広場利用規約」を遵守します。

## 1 届出者の基本情報

団体名 又は代表者名			
所在地			
電話番号			
担当者			
緊急連絡先 (当日連絡)			
e-mail		F A X	

## 2 利用希望日時

利用日及び利用時間	
-----------	--

## 3 利用概要

利用の種類	イベント等利用 ・ 掲示板利用
利用内容	
水道利用の有無	( 有 ・ 無 )
水道使用利用の場合 目的(内容)	

## 4 利用規約第7条 不許可事由に該当しないかの確認

一 企業の宣伝行為	<input type="checkbox"/>
二 凶器や危険物等の持込み等、地域住民に不安を与えるおそれがある行為	<input type="checkbox"/>
三 デモ活動等、地域住民に迷惑をかけるおそれがある行為	<input type="checkbox"/>
四 公共の平和及び安全、社会の平穏その他地域の静穏を害する行為	<input type="checkbox"/>
五 第1条に掲げる利用の目的に反するとUR都市機構が認める行為	<input type="checkbox"/>
六 その他前四号までの行為に類する行為	<input type="checkbox"/>

(1) この申込みに関して UR 都市機構が取得した個人情報、当広場の利用手続及び当広場管理上必要な範囲内での使用に限定いたします。

(2) UR 都市機構は、申込者が承諾した場合、法令に従う場合、(1)の利用目的に必要な範囲内において UR 都市機構の業務委託先に提供する場合、その他正当な理由がある場合を除き、申込者の個人情報を第三者に開示することはありません。

## 神田錦町三丁目キンキン広場利用許可申請書

下記の内容にて、神田錦町三丁目キンキン広場の利用を申請します。利用に当たっては「神田錦町三丁目キンキン広場利用規約」を遵守します。

## 1 許可申請者の基本情報

団体名 又は代表者名			
所在地			
電話番号			
担当者			
緊急連絡先 (当日連絡)			
e-mail		F A X	

## 2 利用希望日時

利用日及び利用時間	
-----------	--

## 3 利用概要

利用の種類	イベント等利用 ・ 掲示板利用
利用内容	
水道利用の有無	( 有 ・ 無 )
水道使用利用の場合 目的(内容)	

## 4 利用規約第7条 不許可事由に該当しないかの確認

一 企業の宣伝行為	<input type="checkbox"/>
二 凶器や危険物等の持込み等、地域住民に不安を与えるおそれがある行為	<input type="checkbox"/>
三 デモ活動等、地域住民に迷惑をかけるおそれがある行為	<input type="checkbox"/>
四 公共の平和及び安全、社会の平穏その他地域の静穏を害する行為	<input type="checkbox"/>
五 第1条に掲げる利用の目的に反するとUR都市機構が認める行為	<input type="checkbox"/>
六 その他前四号までの行為に類する行為	<input type="checkbox"/>

(1) この申込みに関して UR 都市機構が取得した個人情報、当広場の利用手続及び当広場管理上必要な範囲内での使用に限定いたします。

(2) UR 都市機構は、申込者が承諾した場合、法令に従う場合、(1)の利用目的に必要な範囲内において UR 都市機構の業務委託先に提供する場合、その他正当な理由がある場合を除き、申込者の個人情報を第三者に開示することはありません。